

新宿区における
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防・生活支援サービス事業)

令和6年4月

新宿区福祉部地域包括ケア推進課

令和6年4月1日からの

介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス の主な変更内容(変更あり)

～令和6年3月		➡	令和6年4月～																			
訪問介護相当サービス	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週1回程度 1月の中で全部で4回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、4回を超えた利用とならざるを得ない場合などは、月額包括単位を適用します。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○	訪問介護相当サービス費Ⅳ 1回あたり 268単位 (3,055円) 訪問介護相当サービス費Ⅰ 1月あたり 1,176単位 (13,406円)	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週1回程度	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○	訪問介護相当サービス費（回数）
	対象																					
	要支援1	要支援2	事業対象者																			
	○	○	○																			
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回程度 1月の中で全部で5回から8回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、8回を超えた利用とならざるを得ない場合などは、月額包括単位を適用します。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○	訪問介護相当サービス費Ⅴ 1回あたり 272単位 (3,100円) 訪問介護相当サービス費Ⅱ 1月あたり 2,349単位 (26,778円)	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回程度	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○	1回あたり 287単位 (3,271円)	
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回を超える程度 1月の中で全部で9回から12回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、12回を超えた利用とならざるを得ない場合などは、月額包括単位を適用します。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	×	○	○	訪問介護相当サービス費Ⅵ 1回あたり 287単位 (3,271円) 訪問介護相当サービス費Ⅲ 1月あたり 3,727単位 (42,487円)	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回を超える程度	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	×	○	○		
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
×	○	○																				
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
×	○	○																				
		★5週（同じ曜日が月に5回）あり、12回を超えた利用とならざるを得ない場合などは、月額包括単位を適用します。	訪問介護相当サービス費（月）																			
生活援助サービス	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回程度 〈生活援助のみのサービス〉 1月の中で全部で8回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、8回を超えた利用とならざるを得ない場合は、1月の中で10回までの利用が可能です。1回あたりの単位は変わりません。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○	生活援助サービス費 1回あたり 141単位 (1,607円)	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回程度 〈生活援助のみのサービス〉 1月の中で全部で8回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、8回を超えた利用とならざるを得ない場合は、1月の中で10回までの利用が可能です。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○	生活援助サービス費
	対象																					
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
			1回あたり 143単位 (1,630円)																			

1単位：11,40円

1単位：11,40円

1単位：11.40円

1単位：11.40円

□ 訪問介護相当サービス費(月)は、12回を超える利用となる場合のみ適用されます。

□ 「訪問介護相当サービス」は利用する事業所により他に費用が加算されます。
「生活援助サービス」は加算はありません。

□ 算定可能回数は、「訪問介護相当サービス」と「生活援助サービス」合計で要支援1は週2回程度まで、要支援2と事業対象者は週3回程度までです。

訪問介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

基 本		～令和6年3月		基 本		令和6年4月～			
		内容	単位			内容	単位		
廃止	訪問介護相当サービス費Ⅰ	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週1回程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で4回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊	1,176	/月					
		減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）	1,058						
	訪問介護相当サービス費Ⅱ	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で8回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊	2,349	/月					
		減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）	2,114						
	訪問介護相当サービス費Ⅲ	【要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回を超える程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で12回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊	3,727	/月					
		減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）	3,354						
変更あり	訪問介護相当サービス費Ⅳ	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週1回程度（1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）	268	訪問介護相当サービス費（回数）	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週1回・週2回・週2回を超える程度 ※1月につき週2回を超える程度の利用は、 要支援 2 及び事業対象者に限る	287			
		減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90％（※）	241						
	訪問介護相当サービス費Ⅴ	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回程度（1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）	272				/回	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）	258
								事業所と同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85％（※）	244
		減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）	245					正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88％（※）	253
	訪問介護相当サービス費Ⅵ	【要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回を超える程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で12回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊	3,727				/月	高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1％	△ 3
		減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）	3,354	業務継続計画未策定の場合 －1％ ※令和7年4月1日より適用する	△ 3				
	新設				訪問介護相当サービス費（月）	【要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回を超える程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で12回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）	3,727		
減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90％（※）						3,354			
事業所と同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85％（※）						3,168			
減算 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88％（※）						3,280			
高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1％						△ 37			
業務継続計画未策定の場合 －1％ ※令和7年4月1日より適用する						△ 37			

訪問介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

加 算		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
変 更 な し	特別地域加算 【区分支給限度基準額算定対象外】	厚生労働大臣が定める地域（奄美群島や小笠原諸島、離島など）に所在する事業所がサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×15%	/月	厚生労働大臣が定める地域（奄美群島や小笠原諸島、離島など）に所在する事業所がサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×15%	/月
	中山間地域等小規模事業所加算 【区分支給限度基準額算定対象外】	厚生労働大臣が定める地域（過疎地域、特定農山村地域など）に所在する小規模事業所がサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×10%	/月	厚生労働大臣が定める地域（過疎地域、特定農山村地域など）に所在する小規模事業所がサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×10%	/月
	中山間地域等居住者サービス提供加算 【区分支給限度基準額算定対象外】	厚生労働大臣が定める地域（離島振興対策実施地域、振興山村など）に居住する利用者に対してサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×5%	/月	厚生労働大臣が定める地域（離島振興対策実施地域、振興山村など）に居住する利用者に対してサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×5%	/月
	初回加算	初回のサービス提供を行った日の属する月に加算	200 /月	初回のサービス提供を行った日の属する月に加算	200 /月
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	①介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設（原則200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成すること ②介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設（原則200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、介護予防訪問リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと ①②を定期的に行う場合に最初に行った日の属する月に加算	100 /月	①介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設（原則200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成すること ②介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設（原則200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、介護予防訪問リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと ①②を定期的に行う場合に最初に行った日の属する月に加算	100 /月
新 設	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設（原則200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師がリハの一環として利用者の自宅を訪問する際に、理学療法士等と連携して訪問介護相当サービスを行ったときに、最初の訪問介護相当サービスを行った月以降3月の間で加算 （生活機能向上連携加算（Ⅰ）との併算定不可）	200	介護予防訪問リハ・介護予防通所リハ事業所又はリハを実施している医療提供施設（原則200床未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師がリハの一環として利用者の自宅を訪問する際に、理学療法士等と連携して訪問介護相当サービスを行ったときに、最初の訪問介護相当サービスを行った月以降3月の間で加算 （生活機能向上連携加算（Ⅰ）との併算定不可）	200
	口腔連携強化加算			口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったとき加算する。 （1月に1回に限り加算）	50 /回

（※）同一建物減算を適用する場合は、区分支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する

訪問介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

加 算		～令和6年5月		令和6年6月～	
		※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算については～令和6年5月		※介護職員等処遇改善加算については令和6年6月～	
		内容	単位	内容	単位
廃止	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ＋職場環境等要件を満たす場合に加算 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×137/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×137/1000	/月		
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ＋職場環境等要件を満たす場合に加算 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×100/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×100/1000	/月		
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ＋職場環境等要件を満たす場合に加算 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×55/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×55/1000	/月		
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している場合で、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×63/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×63/1000	/月		
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している場合 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×42/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×42/1000	/月		
	介護職員等ベースアップ等支援加算 【区分支給限度基準額算定対象外】	以下のいずれの基準にも適合している場合に加算 ①賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること ②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×24/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×24/1000	/月		
新設	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ）＋特定処遇改善加算（Ⅰ） ＋ベースアップ等支援加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること 所定単位(2)（※2）×245/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ）＋特定処遇改善加算（Ⅱ） ＋ベースアップ等支援加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化 所定単位(2)（※2）×224/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ） ＋ベースアップ等支援加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 所定単位(2)（※2）×182/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅱ） ＋ベースアップ等支援加算		・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）の1/2以上を月額賃金で配分すること ・職場環境の改善（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等 所定単位(2)（※2）×145/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの算定有		（旧加算の算定内容により14段階） 所定単位(2)（※2）×76/1000～221/1000 ※令和7年3月31日まで算定可能	/月

※1 所定単位(1)：（訪問介護相当サービス費＋初回加算＋生活機能向上連携加算）

※2 所定単位(2)：（訪問介護相当サービス費＋初回加算＋生活機能向上連携加算＋口腔連携強化加算）

生活援助サービス費 新旧単位表

【確定版】

基 本		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
変更あり	生活援助サービス費	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回程度	141 /回	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回程度	143 /回

令和6年4月1日からの

介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス の主な変更内容 (変更あり)

～令和6年3月		⇒	令和6年4月～																			
通所介護相当サービス	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>×</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週1回程度 〈送迎・入浴含む〉 1月の中で全部で4回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、4回を超えた利用とならざるを得ない場合などは、月額包括単位を適用します。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	×	○		<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回程度 〈送迎・入浴含む〉 ◇要支援2は1月の中で全部で1回から8回まで ◇事業対象者は1月の中で全部で5回から8回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、8回を超えた利用とならざるを得ない場合などは、月額包括単位を適用します。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	×	○	○	
	対象																					
	要支援1	要支援2	事業対象者																			
○	×	○																				
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
×	○	○																				
ミニデイサービス	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週2回程度 （要支援1のみ週1回程度） ◇要支援1は1月の中で全部で4回まで ◇要支援2・事業対象者は1月の中で全部で8回まで ★5週（同じ曜日が月に5回）あり、4回又は8回を超えた利用とならざるを得ない場合は、1月の中で5回又は10回までの利用が可能です。 1回あたりの単位は変わりません。	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○												
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
通所型短期集中サービス	<table><tr><th colspan="3">対象</th></tr><tr><th>要支援1</th><th>要支援2</th><th>事業対象者</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 1月につき週3回程度 〈原則として3か月間〉	対象			要支援1	要支援2	事業対象者	○	○	○												
対象																						
要支援1	要支援2	事業対象者																				
○	○	○																				
	通所介護相当サービス費1（回数） 1回あたり 384単位 (4,185円) 通所介護相当サービス費1 1月あたり 1,672単位 (18,224円)		通所介護相当サービス費1（回数） 1回あたり 436単位 (4,752円) 通所介護相当サービス費1 1月あたり 1,798単位 (19,598円)																			
	通所介護相当サービス費2（回数） 1回あたり 395単位 (4,305円) 通所介護相当サービス費2 1月あたり 3,428単位 (37,365円)		通所介護相当サービス費2（回数） 1回あたり 447単位 (4,872円) 通所介護相当サービス費2 1月あたり 3,621単位 (39,468円)																			
	ミニデイサービス費 1回あたり 189単位 (2,060円)		ミニデイサービス費 1回あたり 190単位 (2,071円)																			
	＜区委託事業者による提供＞ 通所型短期集中サービス利用料 (参考) 1回あたり 負担割合1割： 576円 負担割合2割： 1,151円 負担割合3割： 1,727円 1単位：10,90円		＜区委託事業者による提供＞ 通所型短期集中サービス利用料 (参考) 1回あたり 負担割合1割： 576円 負担割合2割： 1,151円 負担割合3割： 1,727円 1単位：10,90円																			

- 「通所介護相当サービス」は、利用するメニューや利用する事業所により他に費用が加算されます。「ミニデイサービス」「通所型短期集中サービス」は加算はありません。
- 算定可能回数は、「通所介護相当サービス」と「ミニデイサービス」合計で要支援1は週1回程度まで、要支援2と事業対象者は週2回程度までです。
- 「通所型短期集中サービス」は「通所介護相当サービス」及び「ミニデイサービス」との併用はできません。

通所介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

基 本	～令和6年3月		令和6年4月～	
	内容	単位	内容	単位
通所介護相当サービス費 1	【要支援1・事業対象者】 1月につき週1回程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で4回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊ （送迎・入浴込み）	1,672	【要支援1・事業対象者】 1月につき週1回程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で4回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊ （送迎・入浴込み）	1,798
	減 利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	1,170	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	1,259
	算 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	1,170	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	1,259
			減 高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1％	△ 18
通所介護相当サービス費 2	【要支援2・事業対象者】 1月につき週2回程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で8回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊ （送迎・入浴込み）	3,428	【要支援2・事業対象者】 1月につき週2回程度（5週（同じ曜日が月に5回）あり、1月の中で全部で8回を超えた利用とならざるを得ない場合などに適用）＊ （送迎・入浴込み）	3,621
	減 利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	2,400	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	2,535
	算 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	2,400	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	2,535
			減 高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1％	△ 36
通所介護相当サービス費 1(回数)	【要支援1・事業対象者】 1月につき週1回程度（1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合） （送迎・入浴込み）	384	【要支援1・事業対象者】 1月につき週1回程度（1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合） （送迎・入浴込み）	436
	減 利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	269	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	305
	算 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	269	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	305
			減 高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1％	△ 4
通所介護相当サービス費 2(回数)	【要支援2・事業対象者】 1月につき週2回程度（要支援2は1月の中で全部で1回から8回まで、事業対象者は1月の中で全部で5回から8回まで） （送迎・入浴込み）	395	【要支援2・事業対象者】 1月につき週2回程度（要支援2は1月の中で全部で1回から8回まで、事業対象者は1月の中で全部で5回から8回まで） （送迎・入浴込み）	447
	減 利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	277	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70％	313
	算 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	277	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70％	313
			減 高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1％	△ 4

（注）要支援2の方は週1回程度の利用の場合も「通所介護相当サービス費2（回数）」（447単位/回）又は「通所介護相当サービス費2」（3,621単位/月）を適用する。

通所介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

加 算・減 算		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
変更なし	中山間地域等居住者サービス提供加算 【区分支給限度基準額算定対象外】	厚生労働大臣が定める地域（離島振興対策実施地域、振興山村など）に居住する利用者に対してサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×5%	/月	厚生労働大臣が定める地域（離島振興対策実施地域、振興山村など）に居住する利用者に対してサービスを行った場合 所定単位数（訪問介護相当サービス費）×5%	/月
変更あり	同一建物減算 【区分支給限度基準額算定対象外】	【通所介護相当サービス費 1 又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から通う者に対してサービスを行った場合に減算	△376 /月	【通所介護相当サービス費 1】 【要支援 1・事業対象者】 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から通う者に対してサービスを行った場合に減算	△376 /月
		【通所介護相当サービス費 2 又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から通う者に対してサービスを行った場合に減算	△752 /月	【通所介護相当サービス費2】 【要支援 2・事業対象者】 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から通う者に対してサービスを行った場合に減算	△752 /月
新設				【通所介護相当サービス費1(回数) 又は 2(回数)】 【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から通う者に対してサービスを行った場合に減算	△94 /回
新設	送迎減算			送迎を実施していない場合は、片道につき減算 (通所介護相当サービス費1を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、通所介護相当サービス費2を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。) ※同一建物減算の対象となっている場合には対象とならない。	△47 /回
変更あり	生活機能向上グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合に加算 (同月中に運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は算定しない。)	100 /月	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合に加算 (同月中に栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は算定しない。)	100 /月
廃止	運動器機能向上加算	利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に加算	225 /月		
変更なし	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者（初老期による認知症によって要支援者等になった者）ごとに個別の担当者を定めている場合に加算	240 /月	若年性認知症利用者（初老期による認知症によって要支援者等になった者）ごとに個別の担当者を定めている場合に加算	240 /月
変更あり	栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行った場合に加算 (栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した月は算定不可)	50 /月	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行った場合に加算 (栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した月は算定不可)	50 /月
変更なし	栄養改善加算	利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に加算（必要に応じて居宅を訪問）（原則として3月以内） (外部の管理栄養士の実施でも算定可)	200 /月	利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に加算（必要に応じて居宅を訪問）（原則として3月以内） (外部の管理栄養士の実施でも算定可)	200 /月
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	利用者の口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施等であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に加算（口腔機能向上加算（Ⅱ）との併算定不可）	150 /月	利用者の口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施等であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に加算（口腔機能向上加算（Ⅱ）との併算定不可）	150 /月
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を提供している場合に加算（原則として3月以内） (口腔機能向上加算（Ⅰ）との併算定不可)	160 /月	口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を提供している場合に加算（原則として3月以内） (口腔機能向上加算（Ⅰ）との併算定不可)	160 /月

通所介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

加 算		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
廃止	選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち2種類のサービスを実施した場合に加算 (いずれかのサービスを週に1回以上、1月につき2回以上行っていること)	480 /月		
	選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス3種類全てを実施した場合に加算 (いずれかのサービスを週に1回以上、1月につき2回以上行っていること)	700 /月		
新設	一体的サービス提供加算			栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施していること	480 /月
廃止	事業所評価加算	評価対象期間（加算算定年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）における利用実人員が10人以上等の基準に適合している場合に加算	120 /月		
変更なし	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 【区分支給限度基準額算定対象外】	【通所介護相当サービス費 1又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25/100以上	88 /月	【通所介護相当サービス費 1又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25/100以上	88 /月
		【通所介護相当サービス費 2又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25/100以上	176 /月	【通所介護相当サービス費 2又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25/100以上	176 /月
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 【区分支給限度基準額算定対象外】	【通所介護相当サービス費 1又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合に加算	72 /月	【通所介護相当サービス費 1又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合に加算	72 /月
		【通所介護相当サービス費 2又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合に加算	144 /月	【通所介護相当サービス費 2又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合に加算	144 /月
	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 【区分支給限度基準額算定対象外】	【通所介護相当サービス費 1又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上 ②利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上30/100以上	24 /月	【通所介護相当サービス費 1又は 1(回数)】 【要支援 1・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上 ②利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上30/100以上	24 /月
		【通所介護相当サービス費 2又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上 ②利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上30/100以上	48 /月	【通所介護相当サービス費 2又は 2(回数)】 【要支援 2・事業対象者】 以下のいずれかに該当する場合に加算 ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上 ②利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上30/100以上	48 /月

通所介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

加 算		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
変 更 な し	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	介護予防訪問リハ若しくは介護予防通所リハを実施している事業所又はリハを実施している医療提供施設（200床未満）の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けつうえで機能訓練指導員等が個別機能訓練計画等を作成した場合に加算（3月に1回を限度）（生活機能向上連携加算（Ⅱ）との併算定不可）	100 /月	介護予防訪問リハ若しくは介護予防通所リハを実施している事業所又はリハを実施している医療提供施設（200床未満）の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けつうえで機能訓練指導員等が個別機能訓練計画等を作成した場合に加算（3月に1回を限度）（生活機能向上連携加算（Ⅱ）との併算定不可）	100 /月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	介護予防訪問リハ若しくは介護予防通所リハの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又はリハを実施している医療提供施設（200床未満）の理学療法士等が訪問して行う場合に加算（生活機能向上連携加算（Ⅰ）との併算定不可）	200 /月	介護予防訪問リハ若しくは介護予防通所リハの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又はリハを実施している医療提供施設（200床未満）の理学療法士等が訪問して行う場合に加算（生活機能向上連携加算（Ⅰ）との併算定不可）	200 /月
		ただし、運動器機能向上加算を算定している場合の加算は半分	100 /月		
変 更 な し	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	以下のいずれにも該当する場合に加算（6月に1回を限度） ①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供 ②利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供（栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可）	20 /回	以下のいずれにも該当する場合に加算（6月に1回を限度） ①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供 ②利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供（栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可）	20 /回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	以下のいずれかに該当する場合に加算（6月に1回を限度） ①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供（栄養アセスメント加算、栄養改善加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可） ②利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供（口腔機能向上加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可）	5 /回	以下のいずれかに該当する場合に加算（6月に1回を限度） ①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供（栄養アセスメント加算、栄養改善加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可） ②利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、情報を介護支援専門員に提供（口腔機能向上加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合のみ算定可）	5 /回
	科学的介護推進体制加算	以下のいずれの基準にも適合している場合に加算 ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	40 /月	以下のいずれの基準にも適合している場合に加算 ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	40 /月

通所介護相当サービス費 新旧単位表

【確定版】

加 算		～令和6年5月		令和6年6月～	
		※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算については～令和6年5月		※介護職員等処遇改善加算については令和6年6月～	
		内容	単位	内容	単位
廃止	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ＋職場環境等要件を満たす場合に加算 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×59/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×59/1000	/月		
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ＋職場環境等要件を満たす場合に加算 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×43/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×43/1000	/月		
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ＋職場環境等要件を満たす場合に加算 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×23/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×23/1000	/月		
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している場合で、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×12/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×12/1000	/月		
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している場合 ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×10/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×10/1000	/月		
	介護職員等ベースアップ等支援加算 【区分支給限度基準額算定対象外】	以下のいずれの基準にも適合している場合に加算 ①賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること ②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること ～令和6年3月までは所定単位(1)（※1）×11/1000 令和6年4月・5月は所定単位(2)（※2）×11/1000	/月		
新設	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ）＋特定処遇改善加算（Ⅰ） ＋ベースアップ等支援加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること 所定単位(2)（※2）×92/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ）＋特定処遇改善加算（Ⅱ） ＋ベースアップ等支援加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化 所定単位(2)（※2）×90/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ） ＋ベースアップ等支援加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 所定単位(2)（※2）×80/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅱ） ＋ベースアップ等支援加算		・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）の1/2以上を月額賃金で配分する ・職場環境の改善（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等 所定単位(2)（※2）×64/1000	/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 【区分支給限度基準額算定対象外】	※対応する旧加算(例) 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの算定有		（旧加算の算定内容により14段階） 所定単位(2)（※2）×33/1000～81/1000 ※令和7年3月31日まで算定可能	/月

※1 所定単位(1)：所定単位（通所介護相当サービス費＋生活機能向上グループ活動加算＋運動器機能向上加算＋若年性認知症利用者受入加算＋栄養アセスメント加算＋栄養改善加算＋口腔機能向上加算＋選択的サービス複数実施加算＋事業所評価加算＋サービス提供体制強化加算＋生活機能向上連携加算＋口腔・栄養スクリーニング加算＋科学的介護推進体制加算）

※2 所定単位(2)：所定単位（通所介護相当サービス費＋生活機能向上グループ活動加算＋若年性認知症利用者受入加算＋栄養アセスメント加算＋栄養改善加算＋口腔機能向上加算＋一体的サービス提供加算＋サービス提供体制強化加算＋生活機能向上連携加算＋口腔・栄養スクリーニング加算＋科学的介護推進体制加算）

ミニデイサービス費 新旧単位表

【確定版】

基 本		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
変更あり	ミニデイサービス費	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回程度 (要支援 1 のみ週1回程度)	189 /回	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週2回程度 (要支援 1 のみ週1回程度)	190 /回

通所型短期集中サービス 利用料

基 本		～令和6年3月	令和6年4月～
		内容	内容
変更なし	通所型短期集中サービス 利用料	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週3回程度 (参考) 1回につき 負担割合1割： 576円 負担割合2割： 1,151円 負担割合3割： 1,727円	【要支援 1・要支援 2・事業対象者】 1月につき週3回程度 (参考) 1回につき 負担割合1割： 576円 負担割合2割： 1,151円 負担割合3割： 1,727円

令和6年4月1日からの

介護予防・生活支援サービス事業 介護予防ケアマネジメント費 の主な変更内容 (変更あり)

		～令和6年3月	➡	令和6年4月～
介護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 費	ケアマネジメントA 原則的な介護予防ケアマネジメント ・訪問介護相当サービス ・通所介護相当サービス ・通所型短期集中サービス	介護予防 ケアマネジメント費Ⅰ 1月あたり 438単位 (4,993円)		介護予防 ケアマネジメント費Ⅰ 1月あたり 442単位 (5,038円)
	初回加算Ⅰ 新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対して初回加算として算定可	初回加算Ⅰ（初回月のみ） 300単位 (3,420円)		初回加算Ⅰ（初回月のみ） 300単位 (3,420円)
	委託連携加算 指定居宅介護支援事業所に委託した際に必要な情報を当該事業所に提供し、ケアプラン作成に協力した場合に算定可（初回月に限り、利用者1人につき1回を限度）	委託連携加算（初回月のみ） 300単位 (3,420円)		委託連携加算（初回月のみ） 300単位 (3,420円)
	ケアマネジメントB 簡略化した介護予防ケアマネジメント ・生活援助サービス ・ミニデイサービス	介護予防 ケアマネジメント費Ⅱ 初回月 1月あたり 438単位 (4,993円) 2か月目以降 1月あたり 329単位 (3,750円)		介護予防 ケアマネジメント費Ⅱ 1月あたり 332単位 (3,784円)
	初回加算Ⅱ 新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対して初回加算として算定可	初回加算Ⅱ（初回月のみ） 150単位 (1,710円)		初回加算Ⅱ（初回月のみ） 260単位 (2,964円)
	ケアマネジメントC 初回のみ介護予防ケアマネジメント ・通所型住民主体サービス	介護予防 ケアマネジメント費Ⅲ 初回月のみ 1月あたり 219単位 (2,496円)		介護予防 ケアマネジメント費Ⅲ 初回月のみ 1月あたり 221単位 (2,519円)
		1単位：11.40円		1単位：11.40円

介護予防ケアマネジメント費 新旧単位表

【確定版】

基本・加算		～令和6年3月		令和6年4月～	
		内容	単位	内容	単位
変更あり	介護予防ケアマネジメント費Ⅰ	＜ケアマネジメントA＞ 原則的な介護予防ケアマネジメント ・訪問介護相当サービス ・通所介護相当サービス ・通所型短期集中サービス	438 /月	＜ケアマネジメントA＞ 原則的な介護予防ケアマネジメント ・訪問介護相当サービス ・通所介護相当サービス ・通所型短期集中サービス	442 /月
				高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1%	△ 4
				業務継続計画未策定の場合 －1% ※令和7年4月1日より適用する	△ 4
	介護予防ケアマネジメント費Ⅱ	＜ケアマネジメントB＞ 簡略化した介護予防ケアマネジメント ・生活援助サービス ・ミニデイサービス	初回月 438 2か月目以降 329 /月	＜ケアマネジメントB＞ 簡略化した介護予防ケアマネジメント ・生活援助サービス ・ミニデイサービス	332 /月
				高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1%	△ 3
				業務継続計画未策定の場合 －1% ※令和7年4月1日より適用する	△ 3
	介護予防ケアマネジメント費Ⅲ	＜ケアマネジメントC＞ 初回のみ介護予防ケアマネジメント ・通所型住民主体サービス	219 /月	＜ケアマネジメントC＞ 初回のみ介護予防ケアマネジメント ・通所型住民主体サービス	221 /月
				高齢者虐待防止措置未実施の場合 －1%	△ 2
				業務継続計画未策定の場合 －1% ※令和7年4月1日より適用する	△ 2
	初回加算Ⅰ	ケアマネジメントAを新規に行った利用者に対して初回加算として算定可	300 /月	ケアマネジメントAを新規に行った利用者に対して初回加算として算定可	300 /月
	初回加算Ⅱ	ケアマネジメントBを新規に行った利用者に対して初回加算として算定可	150 /月	ケアマネジメントBを新規に行った利用者に対して初回加算として算定可	260 /月
	委託連携加算	指定居宅介護支援事業所に委託した際に必要な情報を当該事業所に提供し、ケアプラン作成に協力した場合に算定可（初回月に限り、利用者1人につき1回を限度）	300 /月	指定居宅介護支援事業所に委託した際に必要な情報を当該事業所に提供し、ケアプラン作成に協力した場合に算定可（初回月に限り、利用者1人につき1回を限度）	300 /月

令和6年4月1日からの

介護予防・生活支援サービス事業 区分支給限度基準額 の変更内容 (変更なし)

		～令和6年3月	➡	令和6年4月～
区 分 支 給 限 度 基 準 額	要支援1	1月あたり 5,032単位		1月あたり 5,032単位
	要支援2	1月あたり 10,531単位		1月あたり 10,531単位
	事業対象者	1月あたり 5,032単位 * 区長が特に必要と認めた場合 1月あたり 10,531単位		1月あたり 5,032単位 * 区長が特に必要と認めた場合 1月あたり 10,531単位

- ☐ 要支援1 及び 要支援2 の区分支給限度基準額は、介護保険法第53条第2項の規定に基づく「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額」（平成12年2月10日 厚生省告示第33号）による。
- ☐ 事業対象者の区分支給限度基準額は、退院直後で集中的にサービスを利用することで自立支援につながるケース等、利用者の状態により区長が特に必要と認めた場合は、要支援2と同じとする。